

参考条文目次

一 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）抄	1
二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）抄	2
三 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）抄	3
四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）抄	4

参 照 条 文

◎ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）—抄—

（手当額）

第五条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、四万千百円とする。

2 （略）

（手当額の自動改定）

第五条の二 前条第一項に規定する手当の額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成五年（この項の規定による手当の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超える、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該手当の額を改定する。

2 前項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。

◎ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）—抄—

（手当額）

第四条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、障害児一人につき三万三千三百円（障害の程度が第二条第五項に規定する障害等級の一級に該当する障害児にあつては、五万円）とする。

（児童扶養手当法の準用）

第十六条 児童扶養手当法第五条の二、第八条、第二十二条から第二十五条まで及び第三十一条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第八条第一項中「又は養育する児童があるに至つた場合」とあるのは「若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第三項中「又は養育する児童の数が減じ」とあるのは「若しくは養育する障害児の数が減少し、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第二十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第三十一条中「第十二条第二項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九条第二項」と、「金額」と読み替えるものとする。

（手当額）

第十八条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、一万四千百七十円とする。

（準用）

第二十六条 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条（第三号を除く。）、第十二条並びに第六条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第八条、第二十二条から第二十五条まで」とあるのは「第二十二条、二十四条、第二十五条」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

(手当額)

第二十六条の三 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、二万六千五十円とする。

(準用)

第二十六条の五 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条（第三号を除く。）、第十二条、第十六条並びに第十九条から第二十五条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第十六条中「第八条、第二十二条から第二十五条まで」とあるのは「第二十二条、第二十四条、第二十五条」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十六条の五において準用する第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）—抄—

附 則

第九十七条 施行日の前日において二十歳以上であり、かつ、施行日において現に第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下この条から附則第九十九条の三までにおいて「旧法」という。）第十七条に規定する福祉手当の支給要件に該当している者であつて、旧法第十九条の認定を受け、又は同条の認定の請求をしているものには、引き続き当該支給要件に該当する間に限つて、附則第九十九条の規定を適用する場合及び次項に定める事項を除き、なお従前の例により旧法による福祉手当を支給する。

2 附則第九十五条並びに児童扶養手当法第五条の二並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条ただし書（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十九条第六項、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）附則第十一項及び地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）附則第五条の三第四項において適用される場合を含む。）、第十八条、第十九条の二、第二十条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、前項の規定により支給する旧法による福祉手当について準用する。

◎ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百七号）一抄一

（医療特別手当の支給）

第二十四条（略）

（略）

2 医療特別手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、十三万五千四百円とする。

（特別手当の支給）

第二十五条（略）

（略）

3 特別手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、五万円とする。

4 （略）

（原子爆弾小頭症手当の支給）

第二十六条（略）

（略）

3 原子爆弾小頭症手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、四万六千六百円とする。

4 （略）

（健康管理手当の支給）

第二十七条（略）

2 （略）

3 健康管理手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、三万三千三百円とする。

5 (略)

(保健手当の支給)

第二十八条 (略)

(略)

3 保健手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万六千七百円とする。ただし、

次の各号のいずれかに該当する旨の都道府県知事の認定を受けた者であつて、現に当該各号のいずれかに該当するものに支給する保健手当の額は、一月につき、三万三千三百円とする。

一 厚生労働省令で定める範囲の身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）がある者

二 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第三十三条第二項において同じ。）、子及び孫のいずれもいない七十歳以上の者であつて、その者と同居している者がいないもの

4 (略)

(手当額の自動改定)

第二十九条 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当（以下この条において単に「手当」という。）については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成五年（この項の規定による手当の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超える又は下るに至った場合には、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該手当の額を改定する。

2 前項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。